

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）																																												
地区名	日光川裁原分水地区																																												
事業箇所	津島市裁原町 外 あま市七宝町																																												
事業のあらまし	<p>本地区は、あま市の南西部から津島市東部で、受益面積 58.6ha の区域である。区域西部の主要地方道一宮蟹江線（西尾張中央道）と東部の二級河川蟹江川に挟まれ、北は主要地方道名古屋津島線、南は県道中一色名古屋線が通過しており、交通網が整備された区域である。このため、都市との結びつきが高く、都市近郊型近代農業の先進的役割を果たしている地域である。</p> <p>昭和 55 年～61 年に、地盤沈下対策事業で用水路（パイプライン）の整備を行った。しかし、周辺の宅地化による交通量の増加等に対して、当時の埋設条件では対応できず、管の破裂による漏水や道路の陥没が頻発している。</p> <p>これらの被害を軽減・解消するため地盤沈下対策事業で水管の更新を行い、農業経営の合理化と生活の安定を図る。</p>																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>社会的状況の変化に対応できず機能低下している水管を整備し、用水機能を従前の状態に回復することにより、農業経営の合理化と民生の安定化を図る。</p>																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	6.0 億円		■工事費 4.5 億円、■用補費 0.9 億円、■その他 0.6 億円																																										
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 33 年度																																							
事業内容	用水路工 2.2km																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本施設は、かんがい用水路として重要な役割を果たしているが、設置から 29～35 年が経過し、管周辺が旧基準の基礎処理で施工されており、周辺の宅地化等に伴う交通量の増大などの社会的状況の変化には対応できていない。</p> <p>このため、管破裂による漏水事故が起きており、用水路の改修が急務である。そこで、現行基準で更新を行い、用水機能を確保する必要がある。</p>																																											
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農業用水の安定供給を行うことにより、農業経営の合理化と民生の安定化を図ることができる。</p>																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">6.0</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事						・用水路工		←→				事業費(億円)		6.0				
			H29	H30	H31	H32	H33																																						
工種 区分	調査・設計	←→																																											
	用地補償		←→																																										
	工事																																												
	・用水路工		←→																																										
事業費(億円)		6.0																																											

	2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。	
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 事業計画に無理が無く地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。	
<b>III 対応方針</b>			
	事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>			
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業完成後5年間で実際に用水量不足による収量の減少が生じていないかを確認する。</p>			